

# 配水管布設（替）工事に係る技術者の資格について

当企業団では、配水管布設（替）工事は、建設業法第2条第1項別紙1で示す工種「水道施設工事」で原則、発注します。

水道施設工事の主任技術者及び監理技術者の資格は下記のとおりです。下記の資格を有さない技術者は、主任技術者及び監理技術者になれませんのでご注意ください。

記

## 1. 主任技術者の資格

下記の資格のいずれかを有する者

- ・ 1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士（種別：土木）
- ・ 建設業法第7条第2号に規定する年数以上の実務経験を有する者
- ・ 技術士（下記のア～オのいずれかを有する者）
  - ア. 上下水道部門
  - イ. 衛生工学部門（水質管理又は廃棄物・資源循環）
  - ウ. 総合技術監理（上下水道）
  - エ. 総合技術監理（衛生工学－水質管理）
  - オ. 総合技術監理（衛生工学－廃棄物・資源循環）

## 2. 監理技術者の資格

- ・ 水道施設工事で登録されている有効な監理技術者資格者証を有する者



有効期限が切れていないこと

水道施設工事で登録があること

※一般財団法人 建設業技術者センターHPより